平成２７年（フ）第５７１号
東京都多摩市貝取５丁目２番地６－405
債務者　根市　恵子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９４号
長崎県佐世保市大和町1137番地　田川北大和マンション２－D、前住所長崎県佐世保市大黒町42番38号　101号
債務者　瀬尾千佳子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
長崎県佐世保市吉井町立石240番地３　黒岩住宅85棟306号室、前住所長崎県佐世保市吉井町直谷1203番地１　シャトレ吉井Ⅱ101号室
債務者　杉島智恵子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
長崎県東彼杵郡川棚町石木郷614番地、前住所長崎県東彼杵郡川棚町石木郷976番地６
債務者　谷口美佐代
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
長崎県佐世保市天神２丁目200番地47、前住所長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2063番地
債務者　松尾美由紀（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第３３７号
静岡県藤枝市高柳１丁目19番19号　フェニックスマスダ303号、旧住所静岡県焼津市柳新屋457番地の１　グリーンハイツ萩原Ｄ棟102号室
債務者　海野　道雄
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５１号
静岡市清水区大坪２丁目11番12号
債務者　天野　　力
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２３号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉４丁目２番５－５号
債務者　阿部　敏子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６５７号
福岡県大野城市若草３丁目16番37号　メゾン・ド・プリム106号
破産者　川野　裕貴
1　決定年月日　平成27年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９４４号
福岡市博多区店屋町５番８号
破産者　大野　葉子
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８１号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目７番14号、前住所佐賀県唐津市浜玉町五反田1238番地
破産者　内山　和也
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８２号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目７番14号、前住所佐賀県唐津市浜玉町五反田1238番地
破産者　内山　陽子
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６２号
福岡市南区中尾３丁目50番17号
破産者　清永　浩史
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６７６号
福岡市中央区輝国２丁目１番25号
破産者　林　　優子
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４９０５号
大阪市旭区高殿４－16－15、住民票上の住所大阪市都島区都島中通３丁目15番８－603号
破産者　若林　忠志
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７号
山口市仁保中郷956番地22
破産者　藤井サダ子
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係